

区分	契約書及び届出	諸料金	建物建築等工事をする時	建物が建築されてから	分譲地所有者が変わる時 (家族間での変更も対象になります)	土地のみの時																												
別荘	「別荘地の管理に関する覚書」	公益費年間	公共施設維持負担金  請負工事代金の4%	※ 公共施設維持管理費年額  個人 月額 ¥6,732 年間 ¥80,784円 法人 月額 ¥13,464 年間 ¥161,568円 個人(二区画の場合は80,784円+39,600円=120,384円) 法人(二区画の場合は161,568円+79,200円=240,768円)  ※個人名でのご契約でも、法人名でお振込みの場合は、法人扱いとさせていただきます  ※公共施設維持負担金  建物の修繕等で、工事を行う際は、工事請負代金の4%を徴収させていただきます。	所有者名義変更手数料 <table border="1"><tr><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td>所有者名義変更料 1件・1区画</td><td>個人 35,200円 法人 73,260円</td></tr></table>	項目	金額	所有者名義変更料 1件・1区画	個人 35,200円 法人 73,260円	公共施設維持管理費年間  個人 一区画 39,600円 法人 一区画 79,200円  個人(二区画購入の場合は39,600円×2=79,200円) 法人(二区画購入の場合は79,200円×2=158,400円)																								
	項目	金額																																
所有者名義変更料 1件・1区画	個人 35,200円 法人 73,260円																																	
「別荘地内の工事施工手続き要領」	工事負担金	合併槽の設置の義務付け		※個人名でのご契約でも、法人名でお振込みの場合は、法人扱いとさせていただきます	※旧所有者が公益施設維持管理費及び水道温泉使用料を滞納されている場合は、新所有者に滞納金を全額清算して頂きます。尚清算をされない場合には別荘地内の立入及び水道・温泉の供給、排水設備の使用は固くお断り致します。	※旧所有者が公益施設維持管理費を滞納されている場合は、新所有者に滞納金を全額清算して頂きます。尚清算をされない場合には別荘地内の立入及び建物建築時には水道・温泉の供給、排水設備の使用は固くお断り致します。																												
水道	「別荘地内の工事施工手続き要領」	仮設水道設置料	仮設水道 仮設水道設置料(標準工事費) <table border="1"><tr><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td>工事等の為仮に水道を設け</td><td>41,800</td></tr></table> ※仮設水道設置場所が分岐より距離がある場合は別見積 仮設水道使用料 月額 <table border="1"><tr><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td>一口(13mm)</td><td>11,000</td></tr></table>	項目	金額	工事等の為仮に水道を設け	41,800	項目	金額	一口(13mm)	11,000	汚水処理費(月額)  ¥820	水道・温泉維持協力費(1口当り) (建物所有者変更時)  水道……………440,000円 温泉……………220,000円  温泉と水道はセットでの契約となり、10年で更新料が発生致します。	※個人の土地の手入れ(草刈り、木、枝などの処理)は、所有者様にお問い合わせしております。  ※当社でも草刈り等の業務を行っております。ご依頼があればご連絡下さい。(料金別途)																				
	項目	金額																																
	工事等の為仮に水道を設け	41,800																																
項目	金額																																	
一口(13mm)	11,000																																	
「水道供給規定」	水道使用料	水道計量器取付工事代金(13mm)1件当り <table border="1"><tr><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td>計量器取付工事代金</td><td>41,800</td></tr></table> ※但し13mm計量器以外は別見積 水道施設工事負担金 1口当り <table border="1"><tr><th>契約口数</th><th>水道口径</th><th>水道施設工事負担金</th></tr><tr><td>契約1口に付</td><td>13mm</td><td>550,000</td></tr></table> ※但し13mm以上の口径についての接続は別当見積とします。 ※業務用(民宿、ペンション保養所等)の使用については、契約口数2口以上とします。	項目	金額	計量器取付工事代金	41,800	契約口数	水道口径	水道施設工事負担金	契約1口に付	13mm	550,000	※個人名でのご契約でも、法人名でお振込みの場合は、管理費等を法人扱いとさせていただきます																					
項目	金額																																	
計量器取付工事代金	41,800																																	
契約口数	水道口径	水道施設工事負担金																																
契約1口に付	13mm	550,000																																
「水道供給規定」	取付工事代金	水道計量器取付工事代金(13mm)1件当り <table border="1"><tr><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td>計量器取付工事代金</td><td>41,800</td></tr></table> ※但し13mm計量器以外は別見積 水道施設工事負担金 1口当り <table border="1"><tr><th>契約口数</th><th>水道口径</th><th>水道施設工事負担金</th></tr><tr><td>契約1口に付</td><td>13mm</td><td>550,000</td></tr></table> ※但し13mm以上の口径についての接続は別当見積とします。 ※業務用(民宿、ペンション保養所等)の使用については、契約口数2口以上とします。	項目	金額	計量器取付工事代金	41,800	契約口数	水道口径	水道施設工事負担金	契約1口に付	13mm	550,000	水道使用料(月額)R1.10月分より <table border="1"><tr><th>総使用量</th><th>基本料金</th><th>超過料金</th></tr><tr><td>15㎡まで</td><td>5,060</td><td>(1㎡当り)</td></tr><tr><td>16㎡以上</td><td></td><td>330</td></tr></table>	総使用量	基本料金	超過料金	15㎡まで	5,060	(1㎡当り)	16㎡以上		330	※個人名でのご契約でも、法人名でお振込みの場合は、管理費等を法人扱いとさせていただきます	※合併槽の設置の義務化  別荘地内に於いて集中合併槽を設置して居りますが、(汚物の詰り)配水管の目詰まりにより衛生面に於いて不衛生の為、今後新築・転売時には、お客様には御負担をお掛けしますが合併槽の設置を義務付け致します。										
項目	金額																																	
計量器取付工事代金	41,800																																	
契約口数	水道口径	水道施設工事負担金																																
契約1口に付	13mm	550,000																																
総使用量	基本料金	超過料金																																
15㎡まで	5,060	(1㎡当り)																																
16㎡以上		330																																
温泉	「温泉供給規定」	取付工事代金	温泉計量器取付工事代金 1件当り <table border="1"><tr><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td>取付工事代金</td><td>51,000</td></tr></table> ※但し13mm計量器以外は別見積 温泉施設工事負担金 1口当り <table border="1"><tr><th>契約口数</th><th>温泉口径</th><th>温泉施設工事負担金</th></tr><tr><td>契約1口に付</td><td>13mm</td><td>330,000</td></tr></table> ※但し13mm以上の口径についての接続は別当見積とします。 ※業務用(民宿、ペンション保養所等)の使用については、契約口数2口以上とします。 ※10年ごとに、水道・温泉の更新料を頂きます。 ※水道や温泉の修繕費が管理費等で賄えない場合、皆様にご負担をお願い致しますので、ご協力お願い致します。	項目	金額	取付工事代金	51,000	契約口数	温泉口径	温泉施設工事負担金	契約1口に付	13mm	330,000	温泉使用料(月額)R1.10月分より <table border="1"><tr><th>総使用量</th><th>基本料金</th><th>超過料金</th></tr><tr><td>10㎡まで</td><td>7,480</td><td>(1㎡当り)</td></tr><tr><td>11㎡以上</td><td></td><td>385</td></tr></table>	総使用量	基本料金	超過料金	10㎡まで	7,480	(1㎡当り)	11㎡以上		385	所有者変更時及び7年以上経過の水道・温泉計量器についてはメーカー誤差防止の為、交換して頂きます。  水道計量器交換工事代金(13mm)1件当り <table border="1"><tr><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td>計量器交換工事代金</td><td>41,800</td></tr></table> ※計量器13mm以外は別見積  温泉計量器交換工事代金(13mm)1件当り <table border="1"><tr><th>項目</th><th>金額</th></tr><tr><td>計量器交換工事代金</td><td>51,000</td></tr></table> ※計量器13mm以外は別見積	項目	金額	計量器交換工事代金	41,800	項目	金額	計量器交換工事代金	51,000		
	項目	金額																																
取付工事代金	51,000																																	
契約口数	温泉口径	温泉施設工事負担金																																
契約1口に付	13mm	330,000																																
総使用量	基本料金	超過料金																																
10㎡まで	7,480	(1㎡当り)																																
11㎡以上		385																																
項目	金額																																	
計量器交換工事代金	41,800																																	
項目	金額																																	
計量器交換工事代金	51,000																																	
「温泉供給規定」	施設工事負担金			※個人名でのご契約でも、法人名でお振込みの場合は、管理費等を法人扱いとさせていただきます																														
				※ガス会社統一のお願い 建物新築・転売の際には、当管理事務所指定ガス会社(エネジ(株))への変更をお願いしております。																														